

役員報酬委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の常勤役員の報酬の決定にあたり、その参考となる基準を決定する諸手続を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

- (1) 本規程において、常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする理事および監事をいう。
- (2) 本規程において、報酬とは、常勤役員に支給する月額報酬をいう。

第3条〔役員報酬委員会の設置〕

- (1) Bリーグに、常勤役員の報酬基準を答申するため、「役員報酬委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第7条1項に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うために「役員報酬委員会事務局」（以下「事務局」という）を設置するものとし、その構成員は代表理事CEO（チェアマン）が指名する。

第4条〔委員会の構成〕

- (1) 委員会を構成する委員は以下の者の中から、理事会決議を以て選任する。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 法務委員長
 - ④ 前3号のほか、代表理事CEO（チェアマン）が委員として適任であると評価した専門家その他の者
- (2) 理事会は、委員会が役員の改選を行う定時会員総会後の理事会に常勤役員の報酬基準案を答申することができるよう、然るべき時期に委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は3名以上5名以下とし、このうち定款第21条第3項に定める業務執行理事およびその他Bリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- (5) 委員は再任を妨げない。

第5条〔委員会の目的〕

本委員会は、「役員の報酬ならびに費用に関する規程」第5条に基づき、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て常勤役員の報酬を決定するにあたり、独立した立場から、客觀性及び透明性を持ってその参考となる報酬基準を理事会に答申することを目的とする。

第6条〔役員報酬委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第7条1項に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いざれも認めないものとする。

第7条〔報酬基準の答申〕

- (1) 委員会は、役員の改選を行う定時会員総会後の最初の理事会までに、常勤役員の報酬基準を答申する。
- (2) 委員会は、常勤役員の報酬基準の検討にあたっては、①役員個々の役割および職務に対し妥当性があり、かつ広く世間一般に理解を得られる水準であるか、②世間水準を視野に入れることで有能な人材を処遇できる報酬を確保し得るものであるか、につき考慮するものとする。
- (3) 常勤役員の報酬基準の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。

第8条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、委員へ確認の上、委員長が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）し、Bリーグに保管する。ただし、委員長に事故ある場合または委員長が欠席の場合は、出席委員が協議のうえ、押印者を定める。

第9条〔改廃補足〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第10条〔施行〕

本規程は、2017年6月7日から施行する。

〔改 定〕

2025年7月8日